明代鄉村の教化と裁判

――申明亭を中心として――

小畑龍雄

一

明の太祖は、元代に中國社會に浸潤した胡俗を一掃し、唐或は更にさかのぼつて周への復歸を理想として、種々の教化政策を採用したが、その特色ある教化施設として、申明亭と旌善亭とが擧げられる。* それは民の惡と善とを公示し、個人の行爲を衆人に周知させることによつて、懲惡勸善の用を果さうとするものであつて、明代に同じく教化施設として奬勵された社學が、より深く人心を教化しようとするものであるのに比して、これらはやゝ消極的であつて、人間の心の奥底から深く教化する方法といふことはできない。

* 嘉靖耀州志、第三卷、建置志には、旌善廳申明廳とある。

申明亭は、洪武五年二月、田野の民が禁令を知らず、往々誤つて刑憲を犯すことあるを憂ひ、有司に命じて、各府州縣及び鄉の里社に設立させたもので、境域内の人民に犯あらばその過名を亭に記して、人をして懲戒するところあらしめたのである。旌善亭は、その設置年代は明かではないが、善行ある者を記して、勸善のために用ひたのである。

いま兩亭の設置年代の早いものを地誌について調べてみると、嘉靖上海縣志、卷三、建置には、洪武二年申明亭を建てたとあり、重刊興化府志、卷五二、工紀、廨署志には、仙遊縣の申明・旌善亭及び興化縣の申明亭はともに三年の建設である、と見えるが、果して事實であらうか。若し事實とすれば、洪武初年に地方において作られたこの施設が、洪武五年に國家の定制として採用されて、申明亭設立の命令となつた

のである、と考へられる。また嘉靖解州志、卷一、州治第二に、芮城縣の兩亭はともに洪武七年の建設とあるが、嘉靖仁和縣志、卷三、公署に、申明亭は六年、旌善亭は八年の建設にかゝるといひ、興化縣及び上海縣の旌善亭は洪武十五年といふやうに、旌善亭が申明亭より後に設けられた例が少くない。仁和縣志には、旌善亭について、

凡そ民間の孝子順孫義夫節婦の旌表を受くる者に遇へば、亭の楣に書き、申明亭と並び建つ。

とあり、興化府の二亭は東西相向つて建てられてゐたが、天啓海鹽縣圖經、卷二、方域篇に、

永樂の縣志に云ふ、國朝二亭の設けは、蓋し以て題を彰はし惡を癉す。故に旌善は左に居り、其の址高く、申明は右に居り、其の址低し、善惡を別ち、以て其の風化を宣ぶる所以なり、と。

とその配置が示されてゐる。左右尊卑の觀念は時代によつて同一でないけれども、明代には元代のそれを改めて左を尚ぶことにしたのであるから、この配置も故ありと考へられる。

＊吳元年十月丙午、百官禮義俱に左を尚ぶことを命じ、右相國よりも左相國が上に位することになつた。

申明亭には犯罪者の名を記して公衆に昭示するのであるが、その嚴緩の度を失すれば、かへつて本來の目的と相反する結果を招かぬとも限らない。洪武十五年八月、太祖の禮部臣に對する諭言に、

天下郡邑の申明亭は、もと以て犯罪者の姓名を書記して、鄉里に昭示し、以て勸善懲惡し、警戒する所あらしむ。今有司槩ね百姓の雜犯小罪を以て之を書き、良善の一時過誤する者をして、終身の累をなし、改過自新せんと欲すと雖も、其の路由る無からしむ。

とある如き逆效果を生ずる場合もあつた。これに關して禮部は、

今より十惡・奸盜・詐僞・干名犯義を犯し、風俗を傷り、及び贓を犯し徒に至る者あらば、亭に書き以て懲戒を示す。其の餘の雜犯、公私の過誤、風化に干るに非る者は、一切之を除き、以て良民自新の路を開かん。

といふ議を定めて、比較的輕罪にして風化にもとらないものは、申明亭にその名を記さず、過ち改めやすいやうにしたの

である。同時に申明亭の保護にも留意し、亭舎を破毀し、懸けられた法令を除き、また姓名を塗抹するものは、律によつて處斷することを明かにし、監察御史・按察使官がこれを按視することにした。この時の律の規定は判らないが、洪武三十年に編纂された現存の明律には、刑律、雜犯、「拆毀申明亭」に、

凡そ申明亭の房屋を拆毀し、及び板榜を毀つ者は、杖一百流三千里。

と嚴重に規定されてゐるのは、申明亭が重要な教化施設であつたからに外ならない。* なほ二十六年三月頒布された諸司職掌、都察院の條には、十二道監察御史の職掌「出巡」の中に、申明・旌善亭の損壞廢弛を招かないやう嚴に監督すべき旨が記されてゐるが、明律には、旌善亭に關する規定は存しない。

* 洪武二十二年律の俤を傳へるといはれる『大明律直解』の律文にも、現存の明律と同文を掲げてあるが、その註に、「申明亭。謂鄉社里長所坐公廳」とあるのは正しくない。なほ清律刑律雜犯にも明律と同文があるが、清代には申明亭は存しなかつた。

申明・旌善亭は、たゞ人民に對してのみ勸善懲惡の機能をもつたのではなく、官吏に對しても利用された。官吏の犯罪に對しては、洪武十四年四月、太祖は刑部臣に、「善名は人の慕ふ所、惡名は人の恥ぢる所、凡そ人たるものは、その爵祿を保ち、善譽をあらはし、美稱を垂れることを欲しないものはない。しかし一時の間違ひや人に誣ひられて刑憲に罹り悔いでも及ばぬこともある。近ごろかゝるものが多い」といつて、その過を門に榜示して自省させ、よく改めたならばこれを除くと定めたことがあるが、十八年四月壬寅、禮部に命じて、善政の著聞せるものを旌善亭に揭げさせ、刑部に命じて、法を犯し罪狀明著な官を申明亭に揭げさせ、以て勸戒を示すことにした。これより官吏に對しても、人民に對してと同樣、申明・旌善亭を活用し、以て內政の充實を圖つたのであるが、この場合にも、洪武二十三年二月に至つて、官吏の誤つて犯した者は、初犯より三犯まで、その罪を記して復職させて、その改過自新を期待したのである。

申明・旌善亭は人心を教化する方法としては、學校教育の如く根源的積極的とは云へない。故に洪武二十一年四月、解

縉は上奏して、「いま申明旌善の擧はあるが、黨庠鄉學の規はなく、互知の法は嚴であるが、訓告の方は備らない。教化の效を擧げるには、先づ仁義を以て導き、しかる後法制を以て規制すべきである」と、學校の實がなくて申明・旌善のみを行つても、教化方策としては不充分なことを云ひ、呂氏鄉約鄭氏家範にのつとつて、治家の禮・睦鄰の法を天下に行ふことを提案したことがある。* この提案は採用されなかつたけれども、申明・旌善亭の教化力には限界があつて、不充分であることは認めなければならない。また實際、太祖はこの外の教化策を種々實行したのであるが、しかし太祖はこれについてかなりの自信と期待とをもつてゐたらしく、二十三年十一月、廷臣に向つて、

夫れを旌善すれば則ち善人勸め、懲惡すれば則ち惡人息む。朕往きに天下に申明・旌善亭を立てしむるは、正に此が爲なり。數年以來、有司奉行謹まず、廢弛せしむるを致し、甚だ勸懲の意を失す。

と、その教化力を認めて、二亭を廢弛させず、よく活用すべきことを命じたのである。**

* 明臣奏議、卷一、「大庖西室封事」皇明文衡、卷六、「洪武戊辰四月大庖西上皇帝封事」卷八十一、「前朝列大夫交趾布政司右參議解公墓碣銘」（楊士奇）

** 洪武二十五年には、吏科に命じて、善を爲して賞を受けた者と惡を爲して罰を受けた者とを集めて一書となし、彰善懲惡錄三卷、續錄一卷を頒布した。（李晋華、『明代勅撰書攷附引得』）その內容は分らぬけれども、おそらく申明・旌善亭に記された者を集めたのであらう。

二

申明・旌善に類似した方法は、明代の他の異色ある教化法である鄉飲酒禮においても見られる。鄉飲酒禮は長幼の節を守ることと朝廷の法に從ふこととを目的とする教化法であるが、その目的のために、高年有德な者に最上席を與へ、以下年齡順とし、また法を犯したものと良善なる者との座席を峻別したのである。鄉飲酒禮に關する規定は、洪武の中頃から次々と出されたが、十六年の圖式を一部修正した二十二年の圖式においては、犯法者の座席を更に二分して、戶役差稅の期限に遲れる等比較的輕罪を犯したものと、姦盜詐僞等比較

的重罪を犯した者とを別の席に坐らせることに定めた。過犯あるものを、その輕重によつて二席に區別することは、先に述べた申明亭に輕罪を犯したものの名を記さず、改過自新の途を開いたことと相通ずるものがあると思ふ。なほ鄉飲酒禮においては、犯法者と一般良民とを峻別するけれども、特に善行ある者に別の席を與へて旌表するといふことは見られず、この點において旌善亭と同じ趣旨は採り入れられてゐない。たゞ最上席を與へられのものには、高年のほかに有德といふ條件がつけられてゐたから、單なる長幼の序を守るのではなくて、その行爲の善惡が問題とされてゐたことは認めなければならぬ。

三

周知の如く、中國社會には古くより老人を尊重する優老の俗があつたが*、明代においては、この習俗を鄉村統治のための制度として活用した。即ち洪武二十一年八月に罷められた里の耆宿なるものがそれである。

壬子、天下府州縣の耆宿を罷む。初め天下の郡縣として、民間の年高く德行ある者を選び、里に一人を置かしむ。これを耆宿と謂ひ、里中の是非を質正せしめ、歲久しく更代す。是に至つて戶部郎中劉九皐言ふ、耆宿頗る其の人に非ず、因つて鄉里を蠹蝕し、民反つて其の害を被る、と。遂に命じて之を罷む。

すなはち二十一年より前に、天下の里ごとに一人の耆宿を置いて、里中の是非を質正させたといふから、おそらく鄉村の輕小な犯罪に對する裁判權或は紛爭に對する仲裁權を與へたのであらう。これは鄉村社會において民衆の服從し崇敬する如き人物を擇んで、自治的に秩序を維持させようとする意圖から出た制度であると考へられる。たゞ耆宿設置の年代は明かにし得ないが、それは里を單位とするから、洪武十四年里甲制制定以後のことであることは疑ない**。この耆宿は里の裁判權をもつただけでなく、明大誥に見られるやうに、有司の施政の善惡を上奏する權限ももつてゐたが、その弊害が多いので、二十一年八月に廢止されたのである。

* 清水盛光『支那家族の構造』四七五頁以下。但し、呂坤の呻吟語卷三、「世運」には、「世人老を賤しみ、聖王之を尊ぶ」といふこともあり、中國社會に於て、老人は必ず尊敬されたわけでもな

い。

＊＊洪武十七年四月、八事を天下に榜示させた、いはゆる府州縣條例に、

其一。州縣之官宣揚風化。撫字其民。均賦役。卹窮困。審寃抑。禁盜賊。時命里長。告戒其里人。敦行孝弟。盡力南畝。毋作非爲。以罹刑罰。行鄉飲酒禮。使知尊卑貴賤之體。歲終察其所行善惡。而旌別之。

其四。凡民有犯笞杖罪者。縣自斷決。具實以聞。

とあり、鄉村教化は里長の役割であり、また裁判について、耆宿の役割は何も云はれてゐない。また十八年の明大誥には、耆宿の裁判權のことは記されてゐない。だからといつて、耆宿がこの頃裁判權をもたなかつたとは斷定できないが、洪武末年における如くその權限は明確には規定されてゐなかつたやうである。

ところが間もなくこの制度は復活された。

即ち先づ二十二年八月乙卯、天下の府州縣に、高年有德で時務に識見あり、言貌相稱ふ五十歲以上の者一人を設け、十一月には、里ごとに耆年有德なる者一人を選ばせた。兩者ともその職名はわからないが、後者は、後の例をみると耆民と呼ばれることが多く、それは里ごとに一人置かれたのであるから、先の里の耆宿の復活であると考へられる。その職務は、順次來朝して三月間中央の政治を見學し、その得たところを地方行政の上に反映させることであつたが、優秀なものは主として地方官に拔擢されることもあつた。また彼等のうちには、糴粮即ち穀物の收買をも擔當させられたものもあつた。ところが二十四年八月には糴粮がやめられ、二十六年正月には來朝觀政のことも中止されてしまつた。しかし里の耆民そのものは決して廢止されたのではない。それではその役割は如何であつたかといふと、二十一年以前の耆宿とほゞ同樣であつたと思はれる。先づ地方事情を中央に通じ、地方官の善惡を民の立場から批判上言することは依然として行はれ、しかもそれは甚だ太祖の信賴を得てゐたのである。ところが彼等が鄉村において如何なる役割をもつてゐたかといふことは、實は明かではない。しかしその多年の經驗と識見とによつて、自ら鄉村社會において相當の發言權を有し、有力な指導者として、里長に劣らぬ影響を及ぼしてゐたのではないかと想像される。彼等が、二十一年以前の耆宿のやうに、里における裁判權をもつてゐたかどうかについても、明かに

規定されてゐないけれども、おそらく鄉村社會において自らかゝる力を有してゐたのであらうと思はれる。而してそれは間もなく、明かに規定された。卽ち洪武二十七年四月に至つて、

壬午、民間の高年の老人に命じて、其の鄉の詞訟を理めしむ。是より先州郡の小民は、多く小忿に因りて、輒ち獄訟を興し、京に越訴す。上是に於いて越訴の禁を嚴にし、有司に命じて民間の耆民の公正にして事を任ずべき者を擇び、其の鄉の訴訟を聽かしむ。戶婚・田宅・鬪毆の若きものは、則ち里胥を會して之を決し、事の重きに涉るものは、始めて官に白す。且つ敎民榜を給し、守つて之を行はしむ。

とある如く、民間の老人の公正な者に、その鄉の比較的輕微な犯罪に對する裁判權を付與し、里胥と會同して處理させることとしたのである。老人は鄉ごとに置かれたやうにも思はれるが、すでに二十二年十一月に里ごとに耆民が擇ばれ、それは廢止されたわけではないから、このとき新しく鄉に老人が設けられたのではなくて、前から存する里の老人（耆民）にかゝる權限を與へたのである、と考ふべきであらう。* 里の老人に裁判權を與へ、輕微な問題は里において自治的に處理されることになつた結果、この後は老人の手を經過せずして訴訟を起すことも越訴といはれるわけで、** かくすることによつて、縣以上に於ける訴訟の煩累の輕減が期待されたのである。老人に付與された裁判權は、從來鄉村社會に於いて彼等が慣習的に有してゐた制裁力を、里といふ組織に結びつけて公認し合法化したものと思はれ、それによつて、里に於ける自然的統制の强化を圖つたのである。

* 嘉靖上海縣志、卷二、戶役には、見役の里長五九五人、老人五九五人とあり、萬曆新寧縣志、卷五、人事考、役法には、「老人每里歲一名共七名」とあり、新寧縣は七里より成る。從つてこの老人は各里に一人づゝであり、しかも役の一種とされてゐる。但し鹽邑志林、卷二八、碧里雜存上、金大節の條に、「金大節者。吾邑澉浦鎭人也。洪武初。爲鄉老人」とあるが、洪武初に鄉老人なるものが果して存在したかどうか、疑はしい。

** 日知錄、卷八、鄉亭之職に、「若不由里老處分。而徑訴縣官。此之謂越訴也」とある。

四

洪武二十七年四月、民間の老人に裁判權の一部を委ねたとき、これに教民榜なるものを給した。その内容は今日知り得ないが、裁判權の行使に際して守るべき規定であるといはれる。しかしながらすでに二十六年の諸司職掌、戸部、民科、戸口、讀法の條に、老人手榜といふものが見えてゐて、それはおそらく教民榜の如きものではないかと想像される。老人手榜は何時から存したのか明かでないけれども、敢て想像を重ねるならば、洪武二十一年以前に里中の是非を質正する權限を與へられてゐた里の耆宿が、その權限を行使する場合に據るべき規定として作られたのではなからうか。そしてその復活とみなされる二十二年十一月の里の耆民もまたこれに據つたのではなからうか。かゝる想像が許されるならば、里の耆宿或は耆民は、その裁判權の範圍や行使の方法などを定めた準據として、これを持つてゐたのであつて、老人手榜から教民榜となり、更に教化・勸農・相互扶助等の規定が加へられ、一層詳細なものに發展させられたのが、洪武三十一年三月十九日に戸部への諭言といふ形をとつて發布され、翌月刊行された教民榜文に外ならぬのである。*

* 松本善海「明代に於ける里制の創立」東方學報、東京、第十二册ノ一。和田清「明の太祖の教育勅語に就いて」白鳥博士還曆記念東洋史論叢。
清水盛光『支那社會の研究』二一二—二一六頁。
和田清編『支那地方自治發達史』第四章、明代（松本善海）

教民榜文は、その前文に、

朕四海を混一せしより、綱を立て紀を陳ね、古に法つて官を建て、内に六部都察院を設け、外に布政司・按察司・府州縣を設く。名は前代と同じからずと雖も、治體は則ち一なり。奈何ぞ任ずる所の官、多く民間より出で、一時に賢否知り難し。儒は眞儒に非ず、吏は皆猾吏、往往贓を貪り法を壞り、仁義を倒持し、良善を殃害し、民間の詞訟をして皆京に赴き來らしむるを致し、是の如きこと連年やまず。今令を出して天下に昭示す。民間の戸婚田土鬪毆相爭一切の小事は、須らく本里の老人里甲の斷決を經由するを要すべし。若し姦盜詐僞人命の重事に係らば、方に官に赴いて

陳告するを許す。是令出でて後、官吏敢て紊亂するある者は、處するに極刑を以てし、民人敢て紊亂するある者は、家化外に遷す。

とある如く、貪官猾吏の弊を防ぎ、民間の輕小な事件は民間に於いて解決させる目的を以て、老人里甲に付與された裁判權について規定されたものであると豫想されるが、事實かゝる規定は全四十一條の主要部分をなしてゐる。

その第一條より第十五條までは、老人の裁判權の內容に關する規定またはそれと關係の條文である。先づ、洪武二十七年の規定に罰則を附して、民間の戶婚・田土・鬪毆等一切の小事は里甲老人の處斷に委ねられ、これに由らないものは、事の虛實を問はず、杖六十の罰を加へられると定めたが（第一條）、これをよく實行させるために、官吏に對しては、今後越訴をさせてはならぬ（第三八條）、また老人里甲の裁判は、本來官府の便益のためであるから、不才の官吏が生事羅織してはならぬ（第六條）と戒め、且つ老人里甲の處斷に服さず、展轉官に告げる頑民には極刑を加へ、家は化外に遷し、一概に受理して賄賂を貪る官吏もこれを罰する（第十二條）、と定めた。官吏の關與を排し、人民の服從を求めて、老人の裁判權に上下兩面から保證を與へたのである。

老人は民間の小事については、裁判を行ふべき義務を負はされた。卽ち第二條に、

老人里甲は、鄉里の人民と住居相接し、田土相隣し、平日の是非善惡、周知せざるなし。凡そ陳訴ある者に因つて、卽ち須らく會議し、從公剖斷すべく、竹篦荊條を用ひて、情を量つて決打するを許す。若し決斷する能はず、百姓をして官に赴き紊煩せしむるを致さば、其の里甲老人、亦各杖斷六十。年七十已上の者は打たず、律により贖を罰し、仍つて着落果斷す。若し里甲老人の情に循つて弊を作し、是非顚倒する者は、出入人罪に依つて論ず。

とあつて、民間の事件は極力民間において解決させ、州縣以上における訴訟の煩累の防止に努めたのである。老人の處理すべき犯罪としては、これに續いて、

戶婚、田土、鬪毆、爭占、失火、竊盜、罵詈、錢債、賭博、擅食田園瓜果等、私宰耕牛、棄毀器物稼穡等、畜產咬殺人、卑幼私擅用材、褻瀆神明、子孫違犯敎令、師巫邪

術、六畜踐食禾稼等、均分水利

の十九項が擧げてある。* これを明律の條文に對照してみると、例へば失火や婚姻の中の「娶親屬妻妾」には、絞に處せられる重罪もあつて、かゝるところまで里老人によつて裁判されるとは到底思はれず、從つてこの十九項に含まれるすべての事件が老人に委ねられるのではなくて、前の條文によれば、笞・杖刑を適用すべき程度の輕罪に限られたのであらう。故に、老人里甲の裁判は晝間に行はれ、夜は罪人を釋放する。牢獄を設置し、罪人を拘禁することは許されなかつた。（第十三條）姦盜・詐僞・人命にかゝる重事は官司への陳告を許し、老人から官司へその處斷が移されたのであるが（第十條）、しかし十惡・强盜・殺人は全く老人の權限外に置かれたが、その他の比較的重大な犯罪の場合でも、里民が官司への陳告を希望せず、示談を願ふときは、老人の處斷が許され、それに對しては、人民も官吏も、異議を唱へて紛擾を招くことは禁じられたのである（第十一條）。明律の各條文について、老人の裁判權に屬するものと權限外にあるものとを確然と區別することは、教民榜文が充分整備された法規ではないから、困難であるが、概して云へば笞杖以下の私的な輕罪は老人に委ねられ、その他は官司の手に移されたのであらうが、條文より見れば當然官司に委ねられるべき重罪でも老人の處斷に委ねられることも認められたのであるから、

教民榜文	明律
戶婚	戶役・婚姻（戶律）
田土	田宅（戶律）
鬪毆	鬪毆（刑律）
爭占	
失火	失火（刑律・雜犯）
竊盜	竊盜（刑律・賊盜）
罵詈	罵詈（刑律）
錢債	錢債（戶律）
賭博	賭博（刑律・雜犯）
擅食田園瓜果等	擅食田園瓜果（戶律・田宅）
私宰耕牛	宰殺馬牛（兵律・廐牧）
棄毀器物稼穡等	棄毀器物稼穡等（戶律・田宅）
畜產咬殺人	畜產咬踢人（兵律・廐牧）
卑幼私擅用材	卑幼私擅用材（戶律・戶役）
褻瀆神明	褻瀆神明（禮律・祭祀）
子孫違犯教令	子孫違犯教令（刑律・訴訟）
師巫邪術	禁止師巫邪術（禮律・祭祀）
六畜踐食禾稼等	
均分水利	

老人の裁判權はまことに大きな力を鄉村に及ぼすと考へねばならない。

＊この十九項を教民榜文發布の前年に公布された現存の明律に對照してみると、表に示す如く、そのうち十六項は明律中に該當條文が存する。

五

次に裁判を行ふ場所については、

凡そ老人里甲、民訟を剖決するに、各里の申明亭に於いて議決するを許す（第三條）。

とある如く、申明亭がこれに充てられた。また明律、刑律、雜犯「拆毀申明亭」の纂註に、

各州縣申明亭を設立し、凡そ民間まさに有るべき詞狀は、耆老里長の准受し、本亭に於いて剖理するを許す。

天下郡國利病書卷九廣東三賦役志に、

又里中に於いて、高年有德なる者を選んで老人と爲し、申明亭に居り、里甲とともに一里の訟を聽く。卽ち漢の三老の職なり。

卷八七浙江五永康縣に、

老人は卽ち漢の三老、教化を掌る者なり。洪武中、天下の州縣をして、里に老人一名を設け、耆年有德なる者を以て之に充つ。申明亭を置き、教民榜を頒ち、凡そ民間の細事は、俱に亭に値る老人の衆を會して剖斷するを聽す。

嘉靖仁和縣志卷三公署には、

凡そ民間の爭鬪及び戶婚の詞訟に遇へば、里老此の亭に拘へ、宜しきに從つて剖理す。城內、一は義和坊惠濟橋東に在り、一は東西壁棚橋に在り、一は勸橋大街に在り、一は紀家橋東に在り。城外の鄉村は共に一十二所。

とある如く、本來懲惡のために設立された申明亭は、とゝに於いて最下級の裁判所としての機能を加へられた。里の老人に裁判權を與へた最初から、その裁判を行ふ場所としては申明亭こそふさはしいのであるから、これが裁判所として利用されたのではなからうかといふ想像は許されるであらうが、それが明かに規定されたのは教民榜文に於いてである。さてこの仁和縣は十二鄉より成るから、鄉村の申明亭は鄉に一所の割合となり、天啓海鹽縣圖經、卷二、方域篇には、每都各一所ありと見えてゐる。また甚しいのは、州縣に一所のみと

いふ場合もある。しかし重刊興化府志、卷五二、工紀、廨署志によると、興化縣では每里に申明旌善一所を設けてあつたし、萬曆安丘縣志、卷一下、總紀下に、二亭は每社（里）にみな置くとあり、やはり教民榜文に規定された如く、里ごとに一所といふのが原則であつたが、實際は必ずしもさうではなかつた、と考ふべきであらう。

裁判を行ふには、老人は、里の衆人に公直にして敬服する者三名乃至十名を推擧させ、これを裁判に參加させて處斷の公平を圖る、また事件が別の里に關係あれば、その里の老人里甲と共同して裁判する（第三條）、と定められた。またある里の老人の能力では判決困難の場合及びその子弟親戚が犯罪に關係ある場合には、近隣の老人里甲が相會して、これを決する（第五條）。卽ち判決困難なるが故に官司を煩はすことは認められず、民間の輕事はどこまでも民間において處理しなければならない。そのためには、老人は自分の里だけではなく、他里の問題にも關與させられるのである。而して裁判の席に於いては、裁判權をもつ老人が最上席を占め、里長・甲首がこれに次ぐのが普通であるが、里長が老人よりも年長ならば、里長が上席に就くといふ（第三條）。教民榜文の規定及びそれ以前の老人・里長の職務より考へると、民間の裁判權を管掌するものは老人であつて、里長・甲首は裁判に參與するにすぎないことは疑ないが、それにも拘らず、年長を理由として、里長が老人の上に席を占めるといふことは、裁判の席に於いても、鄉飲酒禮における如く、老齡者尊重の觀念が强調され、年齡秩序が支配してゐることを示すものである。なほ老人は民の陳告をまつてはじめてその裁判權を行使すべく、民の告訴を希望しない問題を摘發することは許さない（第十四條）。

しかし老人はたゞ申明亭で裁判をするだけではなくて、犯罪者の逮捕、犯罪のおそれある者の取締りにも當らねばならぬ。卽ち先づ自己の裁判權の外にある强盜などを、老人は衆人を集めて逮捕する義務をもち（第十五條）また犯罪のおそれあり、鄉村の平和を紊す無賴の頑民を取締らねばならず（第十八・二十條）、從つて老人は里の治安維持について責任をもつわけであるが、しかし明代の里甲は本來自衞または警察のための組織ではなくて、かゝる點から云へば、極めて力

の弱いものであつたのである。

かくの如く、老人は鄉村の裁判權を管掌し、自治的統制の中樞に立つものであるから、その選任には、愼重を要する。老人は五十歲以上の德行見識ある人物を選んで、これを裁判に當らせ、無能な老齡者は、老人の列におかれるけれども、裁判にあづかることはできない（第四條）。また老人が官府と里甲との間に介在し、その裁判權を盾として專斷な行爲をすることは勿論許されないが（第九條）、若し老人に犯罪があれば、衆老人里甲が共同して審察し、輕いものは彼等の間で處置して、その老人はその後裁判權を喪失し、重いもののみ有司に委ねて京に解送する（第七・八條）と定められた。民間の問題は能ふ限り民間において解決させるといふ方針がこゝにも見らえるが、その中でも鄉村社會に惡影響を及ぼすやうな不法行爲に對しては、斷乎たる處置をとるべきことが規定されたのである。

以上、老人の裁判權に關係ある敎民榜文の規定について述べたが、老人の役割はこれだけに限られるのではなく、鄉村統治の重要要素である敎化に關する事項が少くない。それについては、本稿の論旨外であるから、省略するが、たゞ申明亭とならぶ旌善亭と關係ある旌善法を擧げておきたい。卽ち第十七條に、

本鄉本里、孝子順孫義夫節婦あり、及びたゞ一善の稱すべきものあれば、里老人等、其の善とする所の實跡を以て、一は朝廷に聞し、一は上司に申し朝に轉聞す。若し里老人等已に奏するも有司奏さざれば、罪有司に及ぶ。此等善なる者は、監察御史及び按察司の分巡到來するに遇ふごとに、里老人等亦報知し、憑を以て覈實入奏するを要す。

とあつて、里老人は善行者を報告しなければならず、その報告は尊重されるが、しかしなほ愼重な手續を必要としたことは、諸司職掌、禮部、儀部、旌表に、

本部各處の申來に據り、孝子順孫義夫節婦の當に旌表すべきの人あらば、直隷の府州は、都察院に咨りて、監察御史を差委し覈實し、各布政使の所屬は、按察司より覈實着落す。府州縣官、里甲親隣とともに保勘相同じければ、然る後明白奏聞し、卽ち本處に行移し、門閭に旌表し、以て風俗を勵ます。

とあるのによつて知られる。善行者旌表の方法はかくの如くであるが、教民榜文には、太祖が申明亭とともに勵行を命じた旌善亭については、少しも規定されてゐない。この頃旌善亭が廢止されてゐたわけではないから、明記されてゐないけれども、仁和縣志に見えてゐるやうに、やはり旌善亭にその名を記すべきであつたのであらうと思はれる。

六

教民榜文に規定されるに至つた老人の裁判權は、しばしば漢代の三老にその起原を求められた如く、はるかに古い時代にその起原を見出し得るであらうが、直接には元代の社制の影響をうけたと考へられる。社制の規定、いはゆる社規は、元史卷九三食貨志、農桑に見える至元七年の農桑之制十四條、至元二十三年六月再頒のそれは、通制條格卷一六田令、「農桑」の十四條、及び元典章卷二三農桑、「立社」に見える十五條であるが、いま通制條格の文に據つて、これと教民榜文との關係を、主として裁判權の觀點から考へることにする。*

* 社制については、

有高巖「支那に於ける地方自治の由來」史潮、第一年第一號。

松本善海「元代における社制の創立」東方學報、東京第十一册、一。

和田清編『支那地方自治發達史』第三章、元代（松本善海）參照

社規・教民榜文はともに鄉村の自治的統制に關する規定である以上、兩者に類似の點が見出されるのはけだし必然的であるが、しかし本質的ともいひ得るほどの相違も見出される。

明代の里は本來收稅を目的として編成された團體であつてそれに里老人の裁判權を中心とする種々の自治的統制が加へられたのであるが、元代の社は收稅機能を有する鄉と一體をなしたものではなく、先づ第一に勸農を目的としたのであつて、社規十四條の大部分はこの目的遂行のための規定である。社規の勸農に關する規定は、教民榜文のそれよりもはるかに詳細であるのみならず、相互扶助・勸善懲惡に關する規定も專ら農耕を中心として考へられてゐて、教民榜文の規定の一般的なのに比すれば、大きな相違がみとめられる。要するに、社規は社長による勸農を中心とし、教民榜文は老人の裁判權と教化とを主要な內容とする。このことは社長と老人

との選任條件に端的にあらはれてゐる。即ち社規第一條によれば、社長の條件は、「年高く農事に通曉し、兼丁ある者」であり、老人は年五十以上にして德行見識ある有能な人物といふのであつた。かゝる相違がみとめられる以上、教民榜文は直接社規にならつて作られたとみなすことはできない。

しかるに社規にはその後補足が加へられた。即ち通制條格卷一六田令「理民」にある至元二十八年六月の至元新格の一部九條がそれである。それは社長の勸農を規定することに變りはないが、第四條に、年少にして德薄き者にあらずして、深く農事を知る年高純謹なるものを社長に擇ぶべく定められてゐる。こゝでは德の有無が考へられてゐて、前の社規に於ける條件とは異るものである。而してそれは社長の職務內容の變化によると思はれる。即ち第九條に、

諸の婚姻・家財・田宅・債負を論訴するに、若し違法の重事に係らざれば、並びに社長の理を以て諭解するを聽し、農務を妨廢し、官司を煩擾せしむるを免ず。

といふ全く新しい規定が加へられ、これによつて社長は民間の輕小な紛糾を處理する權限を與へられたのであつて、社はこゝに鄉村の自治團體たる性格を强く帶びるに至つた。而してこの社長の權限が更に擴張されたものが、里老人の裁判權にほかならぬと考へられるのである。しかし社長のこの權限が、なほ勸農の目的遂行のためであることは、里老人のそれとは異るところである。

七

建文四年（洪武三十五年）九月、即位間もない成祖は、戶部に命じて「木鐸教民之令」を申明せしめ、京民耆老を召して、建文中の改革を舊にもどして、太祖の教化方針に從ふ旨を明かにした。更に永樂三年二月、巡按福建監察御史洪湛が、「無知の愚民は常憲を知らず、或は小忿に因つて訴訟を起すこともあるから、今後は奸盜・詐僞・人命を除く外の詞訟、戶婚・田土・鬪毆の如き小事は、洪武年間の教民榜例に從つて老人里長に公平に剖決させよ。然らば獄訟淸簡になるであらう。治民の法は必ず先づ教へ、教へても從はざる後、これを刑すべきである。いま朝廷の法制禁例はたゞ有司に行はれるのみで、閭巷の小民のこれを知らぬもの往々誤つて犯すに至る。故に有司に里老をして申明亭內に鄉民を召集して

その循守すべきところを告諭させるべきである」と上言し、その意見はみな嘉納された。同様に老人を中心として鄉村の教化を行ひ、その自治的統制を圓滑に進めようといふ方針は、この後も屢々明かにされたが、同時にそれがうまく行かないことも問題になつて來た。宣宗の洪熙元年七月、巡按四川監察御史何文淵は、「比年用ひるところの老人は多くその人にあらず、或は僕隷より出で、或は差科を巧く避ける。しかも縣官は年德の如何を究めず老人に充てる。その結果、彼等は官府の威を借りて鄉村を苦しめ、訴訟を種に貪慾をほしいまゝにし、上官にむかつては巧みにとり入つて、白黑を變亂する」といつて、これに禁約を加へんことを請うたので、洪武の舊制に從つて、年高有德者を老人に充てさせることにした。また宣德四年十月、監察御史王豫が「老人は民訟を理斷し、頑愚を勸戒すべきものであるのに、今多く舊制に從はず、彼等は己の私腹を肥やすことを圖り、その本務たる理斷を怠り、詞訟紛然といふ結果を招いてゐる」と上奏したので、宣宗は都察院に命じて舊制を申明し、次いで翌月には、右都御史顧佐等に、近頃老人の民を苦しめ、貪贓狼籍する者が多い旨を云ひ、今後老人はたゞ教民榜例に依つて事を行ひ、これに違ふ者は巡按御史・按察司にその罪をしらべたゞさせるやうに命じた。* かくして洪武の教民榜文が里老人の職權を規定するものとして確認されたのである。**

* 正統十一年五月、湖廣布政司蕭寬は、近年民間の戶婚田土鬬毆等の訴訟を粮長が裁くことが多く、財を貪り、法を亂してゐる、と上奏した。粮長は本來稅粮に關係ある職で、かゝることは老人の職を侵したものといふべく、それは老人の無能に由つたのであらう。

** 正統三年二月、巡撫南直隸行在工部右侍郎周忱の上奏中に、洪武間の教民榜文の外に、近年の建言榜文といふものがある。その內容は分らぬけれども、たゞ民間の詞訟に關係あるもののやうである。この後も教民榜文が里老人と關連して持ち出されてくる例はあるけれども、建言榜文については、一度も言及されたことはない。洪武八年十二月頒行された建言格式一卷なるものは、もとよりこの建言榜文とは異るものであるに相違ない。（李晉華『明代勅撰書攷附引得』）

しかるに憲宗の成化九年五月に至つて、刑部より、刑科給事中趙艮（良）建、事を言ひ謂ふらく、在外の司府

州縣の官は、親しく民間の爭訟を理めず、里甲耆老の貪緣して弊を作すを致す、と。誠に其の言の如し。宜しく禁約を通行し、自後凡そ戶婚・田土・債負鬪毆等の事は、文卷の稽ふべきあり、聚證の已に白かなるものも、官司當に躬自ら問理すべく、人命・刼奪・謀逆の如き重情は、方に里甲耆老人等に委ねて、從公保勘すべく、遵はざる者は並びに治するに罪を以てすべし。

といふ上奏があつて、これが嘉納された。いふところの意味は、輕罪の場合にも、老人里甲のみに委ねず、必ず官司自ら裁判に臨んで判決を下し、重罪の場合には、勿論官司が裁判するが、その專斷を防止するために、老人里甲の公平な傍證を要する、といふのであらう。これは輕罪の場合でも、老人等の專斷暴虐を防止するために、官司の關與を求めたのであつて、教民榜文にかゝる場合に官吏の關與を排除した主旨とは矛盾する措置であることを認めねばならない。太祖のとき老人に民間の輕事についての裁判權が與へられた結果、生じて來た弊害を防止するために、今や逆にその權限を官司によつて制限する必要があつたのである。こゝに教民榜文に規定された老人の裁判權の獨立性は否定されたといはねばならぬ。それは教民榜文の全面的否定、從つて老人を鄉村の裁判から締出すことを意味するのではないが、太祖の方針の修正であることは認めなければならず、これより後には、里老人の裁判權の根據として教民榜文が擧げられることは甚だ少いやうである。例へば孝宗の弘治元年正月、監察御史湯季が、「太祖皇帝の大誥・大明律令・稽古定制・教民榜・馬政條例等の書は、承平久しきうちに次第にすたれ、風憲は申明する能はず、有司は遵守することを知らず、以て教化廢墜し、風俗廢壞するに至つた」といつたやうに、教民榜文は一般に具文化しつゝあつた。それを嘆く者が稀に指摘すれば、形式的にその實行が命じられるにすぎなかつたのである。*

ところが世宗の嘉靖八年、州縣の村落ごとに會を作つて、毎月朔日に社首社正が一會の人を率ゐて、聖祖の教民榜文を捧讀するやうにした、*とか、神宗の萬曆二年二月、四川の蠻を平定したところに社學を設け、年高有德者二名を教讀・塾師として、教民榜文を講ぜしめようとしたことがある。鄉村教化の方法として、明律や大誥の講讀は太祖の時代から行は

れたが、教民榜文の講讀は未だかつてなかつたことで、それが實行された程度は別としても、この場合には、教民榜文は里老人の則るべき規定といふ本來の性格から些か逸脱して用ひられてゐること、またそれは里に編成された鄉村の人民の生活とは離れてゐることが注意されるであらう。里甲制は明末に至るまで廢止されたわけではないが、この頃にはもはや里老人を中心とする鄉村統治は殆んど實行されてゐないほどになつてゐたのであらう。

＊明末には一時的且つ局地的ではあるが、戶婚田土の小事はもとより、重大な事件までも、あらゆる詞訟が禁止されたことさへあるが、それは極めて特殊な例である。（明大司馬盧公集、卷二、撫郎奏議）

＊＊大明會典、卷二〇、戶部七、戶口二、讀法

八

太祖のとき、申明亭はもと鄉村の犯罪者の名を記して、懲惡の用に資する施設であつたが、その末年に、これに里老人の裁判をするところといふ役割が加へられた。太祖のときから、法令の鄉村への徹底を圖つて、申明亭にこれを懸けたが、成祖のときには、更に積極的に申明亭に於いて法制禁令の循守すべきことを告諭せよ、といふ上奏が嘉納された。次の仁宗も、洪熙元年正月、中外に詔を頒ち、「旌善・申明亭は勸善懲惡する所以、有司常に須らく整點し、遇ま善惡あらば、明白に之を書くべし」、と云つて、申明亭・旌善亭による教化の勵行を命じた。しかし、すでに太祖のときにその廢弛するものがあつたことから想像されるやうに、これまた次第に行はれなくなつた如く、例へば宣德七年正月の陝西按察僉事林時の上言に、

洪武中天下の邑里に皆申明・旌善二亭を置き、民に善惡有れば、則ち此に書き、以て勸懲を示す。凡そ戶婚田土鬪毆の常事は、里老此に於いて剖決す。善を彰はし惡を懼むるには、最も是れ良法なり。今各處の亭宇多く廢し、民の善惡書かれず、以て懲勸する無し。凡そ爭鬪の小事有れば、里老に由らず、輒ち上司に赴く。獄訟の繁、皆此に由る。請ふらくは舊制を興擧せば、庶幾くは民風厚くすべく、獄訟省くべし。

とあるやうな狀態であつた。＊翌八年八月にも、順天府通州及

び良鄉諸縣の申明旌善二亭は久しく壞れてゐる、といふ上奏があつて、その修繕が命ぜられた。また英宗の正統三年五月に、戸部廣西司主事張清・廣西平樂府知府唐復が、二亭の廢弛を指摘し、翌六月には、順天府宛平縣から、二亭の基址はみな民居となつてしまつてゐるといつて、その復舊を申請したことがある。中には、萬曆高陵縣志（卷二）建置志に、兩亭が弘治初に建てられたとあるやうに、この頃以後はじめて設けられた例もあるが、一般的にいへば、次第に廢れて行つたと思はれる。明代の中頃以降には、里老人を中心とする里の統制は次第に行はれなくなり、從つて申明亭・旌善亭は多く廢されてしまつたのであらう。

＊皇明詔令卷七、「南郊詔」（洪熙元年正月十五日）は、實錄の文と二三字の異同あるのみ。

＊＊沈家本はこの林時の言を引用して、「申明亭は洪武の時に立てらる。實に一代の善政なり。乃ち宣德の時に至り、已に亭宇多く廢さる。見るべし、治を制するものは、立法の難に非ずして行法の難なるを」と評した。（「明律目箋」三）

しかし、明末の高樊龍が州縣の地方行政を振興する方法の中に、孝子悌弟等の旌表を考へながら、旌善亭には言及してゐないが、徵惡の方法としては、申明亭の利用を考へてゐたところをみると、明末に至るまで、申明亭はその姿を消し、全く忘れられてしまつたわけでない。＊

＊高子文集、卷一、「申嚴憲約責成州縣疏」。これは實際には奏されなかつたやうである。

なほ憲宗の成化二十一年四月、監生虎臣が、「河南等の饑饉を救ふために、浙江等の食糧を輸送して、これを賑濟し、三年豊收の後、三等の賦役文冊を立て、一里のうち貲產富餘なるものを上戸、家道充足するものを中戸、衣食給せざるものを下戸とし、それを記した板榜三面を申明亭に懸けて衆に諭して知悉せしめ、凡そ糧差あれば、これによつて科派する。かくすれば官司は賦役を均平にし、民は生活に安んじ、災變は生じない。」と上奏したことがある。申明亭のかゝる利用法は、洪武年間は勿論、その後にも例のなかつたことで、その本來の使用法とは異るのであるが、しかしこれは賦役の程度を民衆に知悉させて、官司の惡事を防止する目的をもつのであるから、法令を懸けて民衆への徹底を圖つたこと

と通ずるところが認められ、全く申明亭本來の教化といふ趣旨を逸脱したわけではない、とはいひ得るであらう。

里老人の教化と裁判とを中心とする里の統制が廢弛するとともに、全國的な定制としてではないけれども、かつて南宋に盛んに行はれた鄉約が再び行はれるやうになつたのであるが、その外に鄉村教化のために、申明・旌善とよく似た勸善懲惡の方法が考へられたことを次に附記しておきたい。

先づ、永樂年間に嘉興縣知縣であつた蔡楫は、縣の役所に無賴の徒を集め、善惡二牌を置いて、民に善惡あればこれを記し、以て勸善懲惡の效果をおさめたといふ。* 洪熙の時に清河知縣となつた李信圭は、發塚縱火の惡俗を改めさせるために、教戒十三條を設け、里民に牌に書かせて、毎月朔望これを警戒し、また民の勤惰善惡を報告させたので、風俗が一變したといはれる。** また正統七年十二月まで蘇州府知府であつた況鍾は、教條を立てて民を教へ、善惡二簿を作つて、勸懲に資したと傳へられる。これらは地方官自身の熱意から行はれた教化法の例であつて、明らかに申明・旌善亭と同樣に主旨に出で、從つて申明・旌善が充分實行されてゐるならば、かゝることは不必要といふべきである。この教條は地方官の創案に成り、それぞれ異つた內容をもつのであらうが、牧民心鑑 卷上 立教條に、「各里に於いて年高有德者を教長とし、善俗のために一堂を作り、壁界に五圖を作る。即ち第一に民間に切要なる律令、第二に民用に切なる禮制、第三に本里百家男子の年齡長幼、第四に百家の賦役上中下の等第、第五に毎月人民の善惡を圖にする。毎月朔に里民を集め、教長が『教民之文』を解說し、各村の父老に一月間の人民の行爲の善惡を詢ねて、善あらば、その名と善行とを圖中に書き、三次に及んで州縣に報告し、惡をなした者は、これを戒諭して、三次に至つて終に改めないものは、これを州縣に報告して法を加へる。また圖中にその過惡を記し、三年犯さなければこれを除去する。かくすればすべて良民となり、風俗淳厚となる」といふことが見えてゐる。これは一の理想案にすぎないが、やはり何かそのやうなことが少しは行はれたことがあつたのであらう。善惡二簿とか教條とかによる教化はおそらくかゝる理想的教化法が考案される社會には、すでに何らかの形で行はれたのであらうし、また逆にかゝる理想案の影響の

下に行はれる可能性もあるのであらう。

＊太宗實錄、卷一二七、永樂二十一年十二月己酉の條。

＊＊明史、卷二八一、循吏、李信圭傳。また明史、卷二六一、夏時傳に「教民條約」といふものがある。

また英宗は、天順八年三月の詔において、軍民の家に盜賊あり、すでに問斷しても改めないものは、その門に、「盜賊之家」と大書し、能く改めるものは、里老・親隣の人の保管の下に、これを除くことを許した。＊すでに宣德五年に河南知府になつた李驥が、河南に盜賊が多かつたので、火甲を設けて、盜賊の被害について一甲の連帶責任とし、且つ犯人の門に「盜賊之家」と大書したといふことがある。＊＊かつて地方官の創意によつて行はれた方法を、英宗の時に廣く行はせようとしたに外ならぬのである。たゞこの方法はどの程度行はれたか全くわからない。

＊皇明詔令卷一五、「上尊號詔」天順八年三月初二日。日知錄、卷八、「鄉亭之職」原註。

＊＊明史、卷二八一、循吏李驥傳。

（附記）皇明實錄に據つた場合は年月を示して、一々卷數を記さないことにした。（昭和二十四年二月二十七日）

〔アラビヤ小ばなし〕

ムスリムの祈り

一人の男がお祈をあげていましたが「吾ら汝（神）に仕えまつる」と聲たからかに唱える箇所に來た時、彼は心から自分は眞に神の召使であると思いました。しかしその時、突然神のお告がありました。「僞り者よ、汝は世の人に仕えるのみならずや」と。彼は悔悟して仲間と絶交しました。次のお祈の時、同じく「吾ら汝に仕えまつる」と唱えますと「僞り者よ、汝は己れが妻にのみ仕えいるにあらずや」とお告があり、早速離緣してしまいました。また次のお祈で前と同じ箇所に來ますと「汝、僞り者よ、仕えいるは錢のみなるに」とのお告があり、彼はそこで持金を皆寄捨しました。それから今度も「吾ら汝に仕えまつる」とお祈をあげていますと、またまた神のお告があり「汝の仕えおるは着物のみなるに、僞り者め」と言われましたので、必要以外の餘分の着物はみんな寄捨してしまいました。彼は心あらたにまたお祈をはじめて何時もと同じ「吾ら汝に仕えまつる」と唱えるところに來ますと、今度は神おごそかにのたまわく「汝は僞りなき誠のものぞ、汝こそ、わが眞の召使の一人なるぞよ」と。げにケツラーの神は全智なり。

Schihâb ed-Din Ahmad al-Kalyoûbî (1659 歿) の逸話集の中の一節。

（藤本勝次）

PUBLIC INSTRUCTION AND THE VILLAGE ELDER'S JURISDICTION IN THE MING PERIOD

By Tatsuo Obata

Emperor T'ai-tzu made the agricultural community set up a communal establishement called shên-ming-t'ing (申明亭) or ching-shan-t'ing (旌善亭) with a view to enhancing communal morales, and during the Hung-wu ere the function of administering justice as the lowest court of justice was authorized to this establisment with the village elders as judges. The village elder's authority as a judge was defined in a decree and the government officials were enjoined to tresspass against the village elder's jurisdiction. But such a practice often resulted in bringing abuses, and the village elder's jurisdiction was repealed and taken over by the officials appointed by the governmet in the 9th year of the Ch'êng-hua era. It was in force only for 70 years or so.